

県高支部ニュース 2008. 9.16 No17

兵高教組神戸県立支部 神戸市中央区北長狭通5-2-10 TEL/FAX 078-351-3252
支部ニュース投稿先: 県高支部E-mail: ken_koube@yahoo.co.jp 兵高教組HP: http://www.hyogo-kokyoso.com/

この秋の安保・憲法をめぐる情勢とたたかい

安保破棄兵庫県実行委員会学習会（2008/09/15 講師：乾友行）



小泉郵政選挙に始まる自公政権の乱暴な政治運営は、ここ1年の内に2人もの首相が政権を投げ出すという前代未聞の破綻となって表れています。この破綻は、自公政権の破綻であり、さらには、新自由主義や米国追随政治に対する国民の怒りでもあるのです。そういう情勢の中で、今秋の総選挙に向けて、私たちにはふたつの課題があります。

ひとつは国会内の力関係をどう変えるか、つまり、アメリカの圧力を破る勢力を増やしていくこと、もうひとつは海外派兵に反対する国民世論を高めていくこと、です。

ここで、学習会で紹介されたことをいくつか紹介してみます。

最近、政治家は「日米安保条約」と言わずに「日米同盟」と言っていますが、それは、既に自衛隊の活動が、安保条約の枠を大幅に越えてしまっているためなのです。

元陸幕長がこんなことを言っています。(2005年「世界週報」)

「今の世界平和は、アメリカの一極秩序だ。その米国中心の現世界秩序を維持することが最終的な目標だ。そのために、日米の共通戦略目標から生ずる日本の新しい役割は、安保条約の枠をはるかに越えることを我々は承知しなければならない。」

イラクに第1陣として行った番匠隊長がこんなことを言っています。

「私たちは日の丸を頭・胸・腰・腕などあらゆる所に着けていた。多国籍軍の兵士たちが、標的になるから止めろ、と言ったが、私たちは車にも大きな日の丸を付けた。日本はイラクで、平和な先進国としてよく知られていて、日の丸を見る目が暖かい。」

(この話が言っているのは、日の丸を付けていれば安全だ、という9条の権威です。)

今、米ペンタゴンのシンクタンクであるランド研究所が「対テロ戦争をやめよう」と言っています。戦争は、テロに対して逆効果だ、と言うのです。世界で、今、ブッシュとの約束を頑なに守り続けている日本は、非常に滑稽で愚かしい立場にあります。

日本国民の税金が、日本国民の福祉は削って、例えばグアム基地の米軍住宅群、一戸8000万円で3500戸の建築には全額注ぎ込まれようとしています(思いやり予算)。

また、沖縄の騒音訴訟では、米軍関係者が「(日本政府が提供した)基地の側に住宅があるのがおかしいんだ」と言い、費用は日本政府が払ったそうです。許せないことです。

兵庫県人事委員会への賃金改善要求署名は26日まで!

神戸の歴史を歩いてたしかめよう!

第9回 和田岬砲台

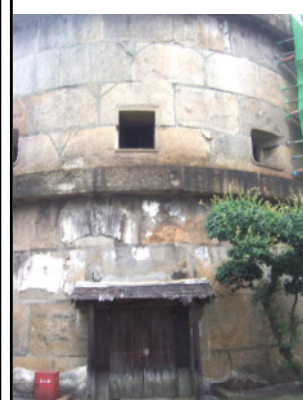


1学期の北野町～県庁付近と場所をかえて、2学期は和田岬＝兵庫津付近を中心に進めていきます。今回はその一回目。和田岬砲台跡です。右写真のように、老朽化が激しく4月より県教育委員会も参加した修復工事がおこなわれています。

この砲台は、1862(文久2)年から勝海舟の設計、嘉納治郎(講道館の嘉納治五郎の父)の工事請負で、一年半をかけて1864

(元治元)年に建設されました。同型の砲台が、他に西宮・今津・川崎(湊川)・舞子と作られ、建設中には、14代将軍家茂、のちの15代将軍となる慶喜が視察に来ています。

砲台の高さは、11.5m。直径は底部で15m、上部で14m。外壁は御影石でその上に漆喰が塗られた白い砲台でした。現在は漆喰ははがれて、一部のみが残っています(写真右)。内部は、木造二階建てですが、今は木が腐り、底が抜ける危険があり立ち入り



禁止でした(内部の写真は、三菱重工業HPの「和田岬砲台」に良いものがあります。)また、当時は、この砲台の周りに星形の土塁も設けられていました。

砲台ですが、大砲が備えられることなく幕府は滅亡。ここは和田岬の先端の風光明媚な所で、すぐとなり1890(明治23)年、私営庭園の「和楽園」が設けられ、水族館や洋館三階建ての展望閣、温泉もあり、市民の行楽地、海水浴場として大正末期まで利用されていたそうです。和楽園は今日の須磨水族園の前身といわれています。その後、三菱神戸造船が作られ、砲台の向こう側に造船所があります。戦時中は度重なる空襲があり砲台にも焼夷弾によると思われる焦げ跡があります。(TM)

「和田岬砲台」は 兵庫区和田崎町1-1-1 見学には、三菱重工業に事前予約が必要です

9～10月の予定

9月20日(土)	未来の教育をひらく組合講座	10:30～	高教組会館
	日弁連人権擁護シンポジウム	13:00～	弁護士会館
	「9・18中日友好の集い」	14:00～	神仙閣
20～21	全教組織拡大強化全国交流集会		東京都内
25日(木)	賃金確定 第1波 県庁前決起集会	16:00～	県庁前
	高校生の就職保障宣伝行動	17:30～	大丸前
27日(土)	第170回中央委員会	10:30～	高教組会館
10月 4日(土)	臨時教職員組合員のつどい	14:00～	高教組会館
	19日(土) DCI神戸集会	13:00～	勤労会館
	25日(土) 神戸市教研	10:00～	勤労会館

「兵庫の教育現場からセクハラを一掃する会」発足！

「セクハラ」住民訴訟報告会が9月13日(土) アステック KOBE で開催されました。セクハラ T 教諭に支払った給与と退職金(9000万円)の返還を県知事に求めたこの住民訴訟について、最高裁が6月20日、「判決に憲法違反はない」と棄却し、二審の大阪高裁判決が確定したことを受けての報告会でした。

一審神戸地裁は、この T 教諭のセクハラの実事認定をした上で「T 教諭は教員としての適性に欠け再採用は違法だが、給与の支払いは違法ではない」、二審大阪高裁はセクハラの実事認定をした上で「再採用も給与の支払も違法ではない」という判断でした。

この訴訟を担当した前田、松山、鶴田(ときた)の3弁護士がそろって出席され、この裁判を振り返りました。「被害女性の告発があったからこそ、T 教諭の行為が断罪され、住民訴訟ができた。その勇気に敬意を表する。情報公開条例に基づいて、T 教諭が県に再採用された後の研修所での業務を明らかにすることができたが、新聞の切り抜きと一行くらのコメントだけだった。有名作家よりも高い原稿料になっていた。当局は変なことをすると、我々は黙っていないということが分かっただろう。国連の人権委員会にも教育現場でセクハラが野放しになっていることを訴えている。」と鶴田弁護士が報告しました。

会場からは、今年三月に加古川市内の高校で生徒に対してセクハラを働き、四月に阪神地域の特別支援学校に転勤した教諭が、現在、研修所で研修しているとの発言もありました。

尼崎東高校のセクハラ事件をきっかけに始まった住民訴訟の会の闘いを土台にして、兵庫の教育現場からセクハラを一掃するため「兵庫の教育現場からセクハラを一掃する会」の発足の提案があり、全会一致で承認し、代表に鶴田弁護士を選任しました。



左から 前田弁護士 松山弁護士 鶴田弁護士

みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい in 京都

8月22・23日の両日、京都市内各所を会場に分科会がありました。

第3分科会 社会科教育

全体会の他、歴史・現状認識(地域学習)・現状認識(社会問題)の3つに分かれての実践報告がありました。

某県の小学校からの報告では、地域でいまま共同管理している農業用水に着目し、建設は「篤志家」・「英雄」ではなく、住民が何度も相談して資金面・労働力の提供で協力し合って完成させた事実が資料から明らかになります。その事実の解明と足跡を児童とともに歩いていくものでした。事前調査で地域に「眠る」資料を掘り起こす課程でも地元の広範な協力があり、地域の子を育てるとの思いと地域に根ざした学校の存在が感じられました。

また、歴史分科会では、沖縄戦を学んだ中学生がその後高校でどう成長していったかの報告があり、沖縄戦裁判との関わりも触れられていました。

最後のまとめの全体会で、小分科会ごとの報告と議論の成果とをふまえ、改訂学習指導要領について議論しました。最初に共同研究者からの課題提起があり「今改訂が生徒のリアリティを捉えていない」等が提起された後、子ども共に地域に学ぶことは誰もが否定できず、そこから主権者を育てること等、討論を深めました。



第26分科会 国民のための大学づくり

はじめのレポートは、2001年の内閣府経済財政諮問会議・教育再生会議のもとで、「大学の努力と成果に応じ、再編統合を視野に入れて「選択と配分」を促す配分ルール」が基本とされてきたこととあげています。そして現在の「大学改革」政策の特徴として、財源保障を欠いたまま社会の要請=財界中心に各大学の「自己努力」をさせる。

「学位の国際的通用性」の名のもとに教育内容・方法等にまで国家介入・統制 国公立の再編統合で「生き残り」を促し駄目で経営破綻する大学は「自己責任」また、学生は「人材」か「消費者」ぐらいにしかとらえず、「高等教育の漸進的無償化」の動向に背いて、学生の授業料が法外に高く経済的理由で進学を諦めざるを得ない者や親の借金で進学している者も少なくないなかで「受益者」負担を当然とし、さらに大学の自己収入に授業料が組み込まれている仕組みがあると構造を分析していました。

これを具体化するように続く京都・大阪の各私立大学からの報告には、共通するものがありました。ここ数年、「経営」を理由に、理事長らに情報と権限を強化する一方、大学にあった民主的運営を否定、さらには団体交渉も拒否、賃下げ、解雇という例が示され、学生・教職員・校友などが民主主義を守れとの戦いを広げ集会を持ったことや勤務条件について、いずれも裁判闘争で経営側が一审は敗訴し、現在係争中であることでした。

後半の討論のなかの一つに、国立大学が独立行政法人となって約630億円が減額となるなか、潰れていないけどやせ細っており、財源確保と特に教育大学の存続のためとの側面からも教員免許更新制が「真の目的=教員統制」を表面化させずに大学に導入されたのではないかとの議論がありました。

